

知的財産人材育成総合戦略に基づくこれまでの知財人財育成の取組の総括と 今後の人財育成に向けた提言

平成 23 年 12 月 7 日
知的財産人材育成推進協議会

2006年に策定された知的財産人材育成総合戦略における重点施策に基づいて創設された知的財産人材育成推進協議会(以下、「協議会」という。)、及び同協議会に参加する研修機関等は、同戦略に示された知的財産人財育成に関する施策、とりわけ「民間等に呼びかける行動」として示された具体策に基づき、協議会として研修機関等の相互の情報交換、人材育成についての普及・広報を実施するとともに、それぞれの研修機関等は知的財産に関する多様かつ体系的な研修の構築、知的財産に関する研究の促進、資格制度の充実等について取り組んできた。

一方、2006年以降、グローバル・ネットワーク時代が到来し、デジタル・ネットワークで連結されたグローバル市場における多様な事業モデルによる競争の激化が本格化したことに伴い、産業競争力の強化に向けて、これまでに培ってきた従来型の事業モデルに加え、新たな展開を見せる事業モデルに対応できる知財人財が求められている。

協議会としては、新たに策定される知財人財育成プランに対して、知財人財育成に関する各府省の取組を先導することにより国全体として相乗的な効果を発揮するような役割を期待するとともに、協議会に参加する研修機関等のこれまでの取組の総括を踏まえ、知財人財に求められる能力、知財人財の育成・確保の方法、知財人財の活用の観点から、以下の提言を行う。

1. 新たな事業モデルに対応できる知財人財に求められる具体的な能力

(1) 事業に係る知的財産のどの部分をオープンとしどの部分をクローズとするか、国際標準化を進めるのか、知的財産を権利化するのかどうか、権利化の際には特許権・意匠権・著作権等をいかに組み合わせるのかの観点から、事業モデルを展開するために知的財産を戦略的に活用できる能力

(2) グローバル・ネットワーク時代に対応して、グローバルな市場動向・産業動向に関する情報や事業を展開しようとする地域における知的財産に関する情報等を収集・分析し、企業のグローバルな事業活動に知的財産の観点から貢献できる能力

2. 上述の能力を有する人財の育成・確保、及び活用のための具体的提言

(1) 新たな事業モデルにおける知財マネジメントの在り方の実態、内外の企業における事業戦略や研究開発戦略と一体化した知財マネジメントの在り方の実態、及びかかる知財マネジメントへの知財人財の関わり方の実態について、知的財産の戦略的な活用の知見を有する専門家グループによる分析を行い、分析結果を広く均霑することにより、研修機関等における研修内容に反映するとともに、研修指導者を含めた研修対象毎のきめ細かい研修を確立するべきである。

(2) 企業が事業を展開しようとする地域における弁護士・弁理士等の人的情報を含

む知的財産に関する情報を効率的に収集できるような各国における人的ネットワークを含めた仕組みを構築するとともに、さらに、こうして得られた知財戦略上の有益な情報を、例えば、協議会の取組によって構築された知財人材育成の人的ネットワークの活用等により、我が国全体で共有できるようにするべきである。

(3) 経営層への知的財産に関する啓発・教育については毎年度知的財産推進計画に盛り込まれており、その活動には改善の余地が十分あると考えられる。今後は、経営層に対して、最新の知財戦略に係る情報をタイムリーに提供することで、経営層に従来型の事業モデルに加え、新たな展開を見せる事業モデルに対応する知財戦略の重要性を喚起し、企業における知財戦略策定環境の整備・充実を図るべきである。

(4) 中堅・中小企業は、大企業と比較して人的資源が十分でない場合があり、自社による研修が実施しにくい状況にあることから、中堅・中小企業の経営層に向けた知財マインドの形成に寄与する研修を行うと共に、中堅・中小企業の知的財産の観点からサポートできる人材の育成（例えば、「知的財産管理技能検定」の活用、中堅・中小企業に対する知財戦略支援の実践的研修の場の提供）を行うべきである。

3. 知財人材育成プランへの期待

(1) 知的財産を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるよう、新たに策定される知財人材育成プランについては、随時、見直しを行うことを期待する。

(2) 知財人材育成プランの実施にあたり、各府省の人材育成に関する取組が相乗的な効果を発揮するよう関係機関が協力することを期待する。